

新発田青少年健全育成市民会議規約

(名称)

第1条 この会議は、新発田青少年健全育成市民会議(以下「会議」という。)と称し、事務局を新発田市青少年健全育成センターに置く。

(事務局)

第2条 この会議の事務を処理するため、必要な職員を置くことができる。

2 職員は、会長が委嘱する。

3 事務に関し必要な事項は、会長が定める。

(目的)

第3条 この会議は、青少年健全育成の重要性を認識し、広く市民の総意を結集して、市の施策や青少年関係団体・機関と連携を図りながら、あすの新発田市を担う心身ともに健やかな青少年を育成することを目的とする。

(活動)

第4条 この会議は、前条の目的を達成するために、関係団体とともに次の活動を行う。

- (1) 健全な青少年活動の助長・奨励
- (2) 青少年指導者の育成
- (3) 青少年の非行防止
- (4) 青少年関係団体の育成・助成
- (5) 社会環境浄化
- (6) 明るい地域、家庭づくりの推進
- (7) 市の施策や青少年関係団体との連携・協力体制の推進
- (8) その他この会議の目的を達成するための活動

(組織)

第5条 この会議は、新発田市民及び関係団体をもって組織する。

(機関)

第6条 この会議に、次の機関を置く。

- (1) 理事会
- (2) 執行部会
- (3) 専門委員会
- (4) 広報・啓発部会

(理事会)

第7条 理事会はこの会議の議決機関であって、会長、副会長、常任理事及び別表に掲げる選出区分により選出された理事をもって構成する。ただし、第2項(1)の選出の場合は、理事をもって理事会とみなす。

2 理事会は必要に応じて会長が招集し、次の事項を議決する。

- (1) 会長、副会長、監事の選出
- (2) 規約の制定並びに改廃
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 事業計画及び予算
- (5) その他理事会が必要と認める事項

3 理事会は第1項で規定する者の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

4 議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第8条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員に表決を委任することができる。

2 前項の場合において、第7条第3項及び第4項の規定については、出席したものとみなす。

(執行部会)

第9条 執行部会は、第1条で規定する会議の執行機関であって、会長、副会長、常任理事及び編集委員長をもって構成する。

2 執行部会は、会長が招集し議長となる。

3 執行部会は、第1項で規定する者の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(専門委員会)

第10条 この会議の活動を推進するため、次の専門委員会を置く。

- (1) 少年団体活動推進委員会
- (2) 地域活動推進委員会
- (3) 社会環境推進委員会
- (4) 組織強化推進委員会

2 委員会に委員長を置き、委員長は会長が指名する。

3 委員会は会長の承認を得て、委員長が招集する。

(広報・啓発部会)

第11条 この会議の広報活動を推進するため、広報・啓発部を設置し、編集委員を置く。

2 編集委員は理事の中から会長が委嘱し、編集委員長は会長が指名する。

(役員)

第12条 この会議に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 4名以内
- (3) 常任理事 13名以内
- (4) 理 事 70名以内
- (5) 監 事 2名

(役員職務)

第13条 会長は、この会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 常任理事は、第9条に定めるところによりその職務を行う。
- 4 理事は、第7条に定めるところによりその職務を行う。
- 5 監事は、会計を監査し、その結果を理事会に報告する。

(役員選出及び任期)

第14条 会長・副会長・監事は理事会において選出し、常任理事は理事の中から会長が委嘱する。

- 2 理事は別表に掲げる選出区分によって選出されたものとする。ただし、学識経験者理事は、執行部会において選出する。
- 3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(参与)

第15条 この会議に参与を置くことができる。

- 2 参与は、会長が委嘱する。
- 3 参与は、会務について会長の諮問に応じる。

(会計年度)

第16条 この会議の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第17条 この会議の経費は、会費及び補助金等をもってあてる。会費は1口200円とする。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、この会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(施行期日)

第19条 この規約は、昭和59年6月8日から施行する。

附 則

昭和63年	7月16日	規約一部改正
平成4年	6月13日	規約一部改正
平成10年	5月24日	規約一部改正
平成11年	5月22日	規約一部改正
平成12年	5月20日	規約一部改正
平成16年	5月22日	規約一部改正
平成18年	5月17日	規約一部改正
平成22年	5月19日	規約一部改正
平成24年	6月2日	規約一部改正
令和元年	6月1日	規約一部改正
令和2年	7月1日	規約一部改正

別表

理事の選出区分(定数 70名以内)

少年団体活動推進委員会		
No.	団体名	委員数
①	子ども会連合会	1
②	健民少年団	1
③	スポーツ少年団	1
④	ボーイスカウト新発田第1団	1
⑤	新発田地区緑の少年団育成会	1
計		5

地域活動推進委員会					
No.	団体名	委員数	No.	団体名	委員数
①	外ヶ輪小学校区青少年育成連絡会	1	⑦	本丸中学校区明るい子どもを育てる会	1
②	御免町小一・一中学校区青少年健全育成会議	1	⑧	第一中学校区「未来を築く子どもを育てる会」	1
③	猿橋小学校区青少年健全育成協議会	1	⑨	猿橋中学校区すこやかな子どもを育てる会	1
④	二葉地区青少年育成協議会	1	⑩	東中学校区すこやかな子どもを育てる会	2
⑤	住吉小学校区青少年育成協議会	1	⑪	川東地区自治連合会育成部	2
⑥	東豊学区青少年育成協議会	1	⑫	七葉中学校区すこやか育成会	2
			⑬	さわやか佐々木っ子育成会	2
			⑭	豊浦地区青少年健全育成協議会	2
			⑮	紫雲寺地区青少年健全育成協議会	2
			⑯	加治川地区青少年健全育成協議会	2
計					23

社会環境推進委員会		
No.	団体名	委員数
①	少年補導委員会	1
②	民生委員・児童委員連合会	1
③	新発田阿賀北地区保護司会	1
④	新発田地区少年補導員等連絡会	1
⑤	防犯組合	1
⑥	新発田児童相談所	1
⑦	新発田警察署	1
計		7

組織強化推進委員会		
No.	団体名	委員数
①	自治会連合会	3
②	小中学校PTA連合会	1
③	新発田地区交通安全協会	1
④	小学校・中学校・高等学校長会	3
⑤	市立保育園長会	1
⑥	私立保育園長会	1
⑦	市立幼稚園長会	1
⑧	私立幼稚園協議会	1
⑨	しばた虹っ子クラブ	1
⑩	学識経験者	9
計		22